

昭和三十七年総理府令第四十六号

指定射撃場の位置に関する内閣府令

銃砲刀剣類等所持取締法第九条の二の規定に基づき、指定射撃場の指定に関する総理府令を次のように定める。

(指定射撃場の位置及び構造設備の基準)

第一条 銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第九条の二第二条から第五条までに定めるとおりとする。

(射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類)

第二条 射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 散弾銃射撃場(散弾銃を用いて散弾によつて射撃を行う施設)

二 ライフル射撃場(ライフル銃若しくは空気銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散

弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設)

三 拳銃射撃場(拳銃を用いて射撃を行う施設)

四 空気銃射撃場(空気銃を用いて射撃を行う施設)

(指定射撃場の種類との区分)

第三条 前条各号に掲げる種類の指定射撃場は、それぞれ次表のとおり区分する。

種類	区分	第三条前条各号に掲げる種類との区分
散弾銃射撃場	トライツプ射撃場	(トライツプ射撃を行う施設)
ライフル射撃場	散弾銃(移動標的)射撃場	(スキート射撃(地上を移動する標的をいう。別表第三の二において同じ。)の射撃を行う施設)
ライフル射撃場	ライフル(覆道式)射撃場	(ライフル(覆道式)射撃(射座からバツクストツプまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの))
けん銃射撃場	ライフル(バツフル式)射撃場	(ライフル(バツフル式)射撃(射座からバツクストツプまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの))
けん銃射撃場	空気銃(自然式)射撃場	(空気銃(自然式)射撃(射座からバツクストツプまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの))
空気銃(覆道式)射撃場	空気銃(バツフル式)射撃場	(空気銃(バツフル式)射撃(射座からバツクストツプまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの))
空気銃(バツフル式)射撃場	空気銃(自然式)射撃場	(空気銃(自然式)射撃(射座からバツクストツプまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの))
けん銃(バツフル式)射撃場	空気銃(バツフル式)射撃場	(空気銃(バツフル式)射撃(射座からバツクストツプまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの))
けん銃(自然式)射撃場	空気銃(自然式)射撃場	(空気銃(自然式)射撃(射座からバツクストツプまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの))
空気銃(覆道式)射撃場	空気銃(自然式)射撃場	(空気銃(自然式)射撃(射座からバツクストツプまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの))
空気銃(バツフル式)射撃場	空気銃(自然式)射撃場	(空気銃(自然式)射撃(射座からバツクストツプまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの))
空気銃(自然式)射撃場	空気銃(自然式)射撃場	(空気銃(自然式)射撃(射座からバツクストツプまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの))

(位置に関する基準)

第四条 前条に定める区分による各射撃場の位置についての基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 次表上欄に掲げる射撃場にあつては、射座の外縁から学校、病院、人家その他周囲の静穏を保持することが必要と認められる施設の敷地に対し、それぞれ次表下欄に掲げる距離を有していること。

射撃場	距離
トライツプ射撃場	五十メートル以上
スキート射撃場	十五メートル以上
散弾銃(移動標的)射撃場	二十五メートル以上
ライフル(覆道式)射撃場	十五メートル以上
ライフル(バツフル式)射撃場	五十メートル以上
ライフル(自然式)射撃場	二十五メートル以上
拳銃(バツフル式)射撃場	十五メートル以上
拳銃(自然式)射撃場	五十メートル以上
空気銃(バツフル式)射撃場	三十メートル以上
空気銃(自然式)射撃場	五十メートル以上
二 トライツプ射撃場、散弾銃(移動標的)射撃場、ライフル(自然式)射撃場、拳銃(自然式)射撃場及び空気銃(自然式)射撃場にあつては、別表第一に掲げる区域内に人家、学校、病院その他人が現在する建造物又は道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路がないこと。	
三 トライツプ射撃場、スキート射撃場、散弾銃(移動標的)射撃場、ライフル(バツフル式)射撃場、ライフル(自然式)射撃場、拳銃(バツフル式)射撃場、拳銃(自然式)射撃場及び空気銃(自然式)射撃場にあつては、射座の外縁から二百メートルまでの範囲の区域に市街地がないこと。	
第五条 第二条各号に掲げる射撃場の構造設備の基準は、第三条に定める区分に従い、それぞれ別表第二から第十二までに定めるとおりとする。	
第六条 法第九条の二第一項に規定する内閣府令で定める設置をする者(以下「設置者」という。)の基準は、当該設置者(法人の場合にあつては、その代表者)が二十五歳以上の者であつて、法第五条第一項各号又は法第五条の二第二項第二号若しくは第三号のいずれにも該当しないものであることとする。	
(管理者の基準)	
第六条の二 法第九条の二第一項に規定する内閣府令で定める管理をする者(以下「管理者」といふ。)の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	
一 二十五歳以上の者であつて、法第五条第一項各号又は法第五条の二第二項第二号若しくは第三号のいずれにも該当しないものであること。	



則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する總理府令に規定する様式による書面について  
は、改正後の銃砲刀劍類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する總  
理府令、指定射擊場の指定に関する總理府令、獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に  
関する總理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する總理府令、警備業法施行規則及び放射性  
同位元素等の運搬の届出等に関する總理府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれ  
を使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名するこ  
とができる。

#### 附 則（平成二年八月一四日總理府令第八九号）抄

（施行期日）  
1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十  
三年一月六日）から施行する。

#### 附 則（平成二年一一月一八日内閣府令第六八号）抄

（施行期日）  
1 この府令は、銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月  
四日。以下「施行日」という。）から施行する。

#### 附 則（平成二四年六月一八日内閣府令第三九号）抄

（施行期日）  
1 この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離  
脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九  
号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

第四条 この府令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和元年六月二一日内閣府令第一二号）

1 この府令は、令和元年七月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 この府令による改正前の銃砲刀劍類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運  
搬に関する内閣府令、指定射擊場の指定に関する内閣府令、獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸  
入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出  
等に関する内閣府令、風俗営業等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内  
閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・  
イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令  
による改正後の銃砲刀劍類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する  
内閣府令、指定射擊場の指定に関する内閣府令、獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費  
に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する  
内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等  
の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探  
偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーシ  
ョン創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用す  
ることができる。（令和二年一一月二八日内閣府令第八五号）

第一條 この府令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている  
書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
附 則（令和三年三月一二日内閣府令第九号）  
この府令は、公布の日から施行する。

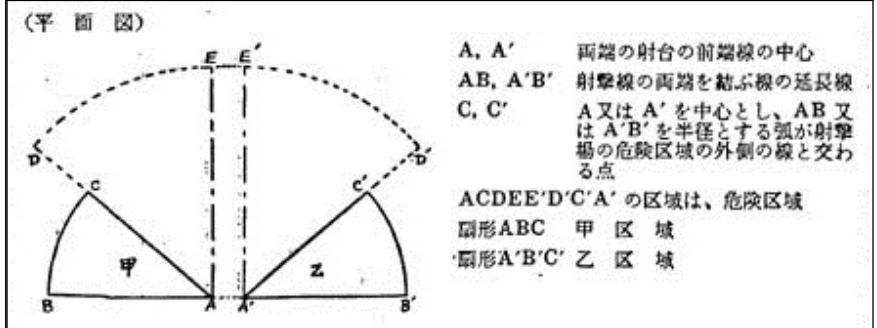
別表第一

射擊場	区域	両端の射台の前端	線の中心
トラップ射擊場 (移動標)	下図に示すAB、AC、A' B' 及びA' C' をそれ ぞれ一〇〇メートルとして求められる甲及び 乙の区域	AB、A' B' C, C'	射撃線の両端を結ぶ線の延長線
散弾銃 (自然式) 射擊場	下図に示すAB、AC、A' B' 及びA' C' をそれ ぞれ使用する実包の最大到達距離として求め られる甲及び乙の区域	A又はA' を中心 とし、AB又は A' B' を半径とす る弧が射撃場の危 険区域の外側の線 と交わる点	射撃線の両端を結 ぶ線の延長線
ライフル (自然式) 射擊場	下図に示すAB、AC、A' B' 及びA' C' をそれ ぞれACDEE' D' C' A' の区域は、危 険区域の外側の線 と交わる点	扇形ABC 扇形A' B' C' 甲区域 乙区域	線の中心

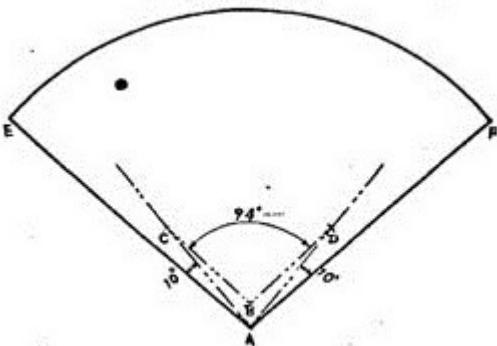
空気銃  
(自然式)  
射擊場

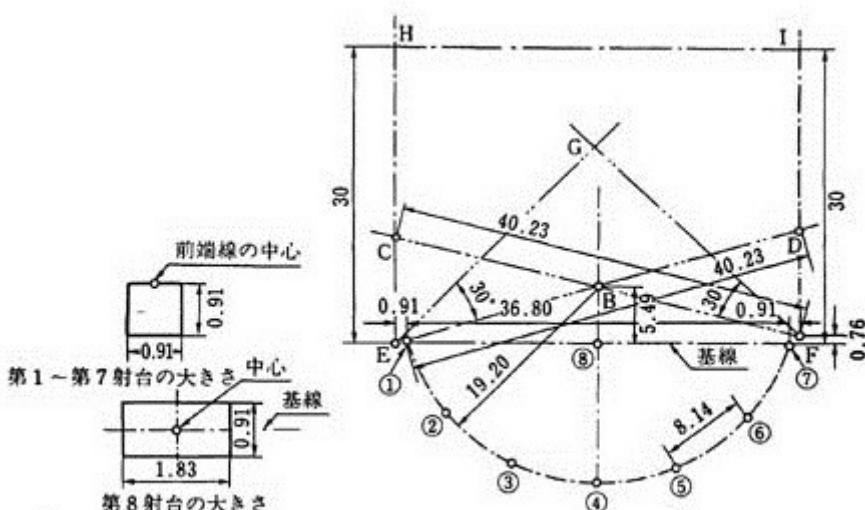
下図に示すAB', AC', A' B', 及びC' D'をそれぞれ五〇メートルとして求められる甲及び乙の区域

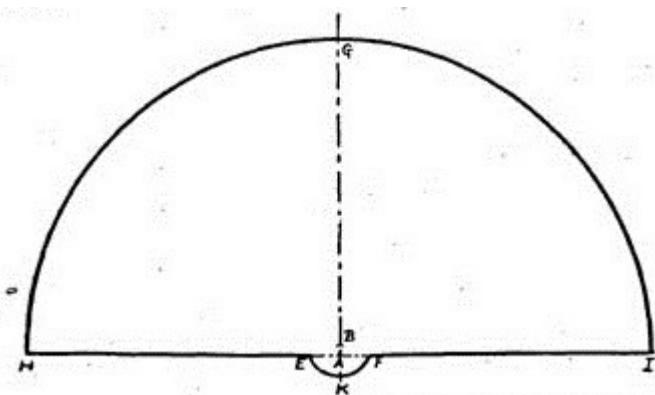
トランプ (クレー ー放 出器)	トランプ 射擊場	区分	構造設備	射座	別表第二	
					トランプ 射擊場	構造設備
一 トランプ から射擊線までの距離は、おおむね五メートル以上十五メートル以下であること。	一 射擊線が明確であること。					
二 トランプ(クレーー放 出器)の位置とトランプの位置の中心とを結ぶ線(一個のトランプで二以上の射台から射撃を行うものにあつては、射撃線の中心とトランプの位置の中心とを結ぶ線)の延長線を中心として左右それぞれ四十五度を超えないものであること。	二 射台は、幅及び長さがそれぞれ九十一センチメートル以上であつて、各射台の中心間隔は、二・二メートル以上であること。					
三 射台の位置が明確に表示されること。	三 射台は、おおむね水平であること。					
四 射撃線が弧状であるときは、その両端とトランプの位置の中心とを結ぶ線のなす角が五十度以下であること。	四 射撃線が弧状であるときは、その両端とトランプの位置の中心とを結ぶ線のなす角が五十度以下であること。					
五 トランプを放する範囲は、射台の中心とトランプの位置の中心とを結ぶ線(一個のトランプで二以上の射台から射撃を行うものにあつては、射撃線の中心とトランプの位置の中心とを結ぶ線)の延長線を中心として左右それぞれ四十五度を超えないものであること。	五 トランプを放する範囲は、射台の中心とトランプの位置の中心とを結ぶ線(一個のトランプで二以上の射台から射撃を行うものにあつては、射撃線の中心とトランプの位置の中心とを結ぶ線)の延長線を中心として左右それぞれ四十五度を超えないものであること。					



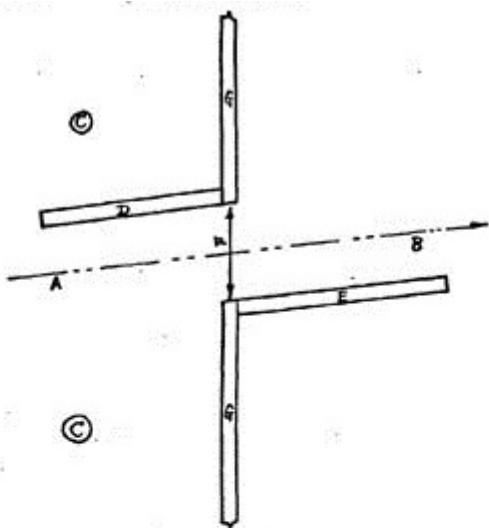
別表第2の別図 (平面図)	他 そ の 照 明		敷地 保 有 保 有	固定標的
	他 そ の 設 備	敷地 保 有		
一 トランプを操作する者のために設けるえん体は、弾丸の当たるおそれのある部分が厚さ五センチメートル以上のコンクリート、厚さ五十センチメートル以上の土層又はこれらと同等程度の耐弾性を有する材質のものでできていること。	一 試射として固定標的(地上に固定した標的をいう。以下この表、次表及び別表第三の二において同じ。)の射撃を行う射撃場にあつては、その固定標的は、当該射撃を行うための射台に係るクレーを放出する範囲の区域内において、その固定標的から当該射台までの距離が十五メートル以上五十メートル以下である位置に置かれていること。	四 えん体の上端は、射台とおおむね同じ高さであること。		
二 発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物がある射撃場についての一に規定する危険区域の基準は、一の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める危険区域とする。この場合において、都道府県公安委員会が定める危険区域は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一に定める基準と同程度の効果を有することとなるものでなければならない。	二 照明設備は、弾丸によつて破損されるおそれのない位置にあること。	四 三 危険区域のうち発射弾がひんぱんに通過する部分に、電線等の架設物がないこと。		
三 射撃場の周囲には、さく、へい等を設けて危険である旨の表示がしてあること。	三 銃の手入れ場所があること。	三 装弾の調整を行なう場所があること。		
四 見学者席は、射座の後方であること。	四 見学者席は、射座の後方であること。	四 見学者席は、射座の後方であること。		







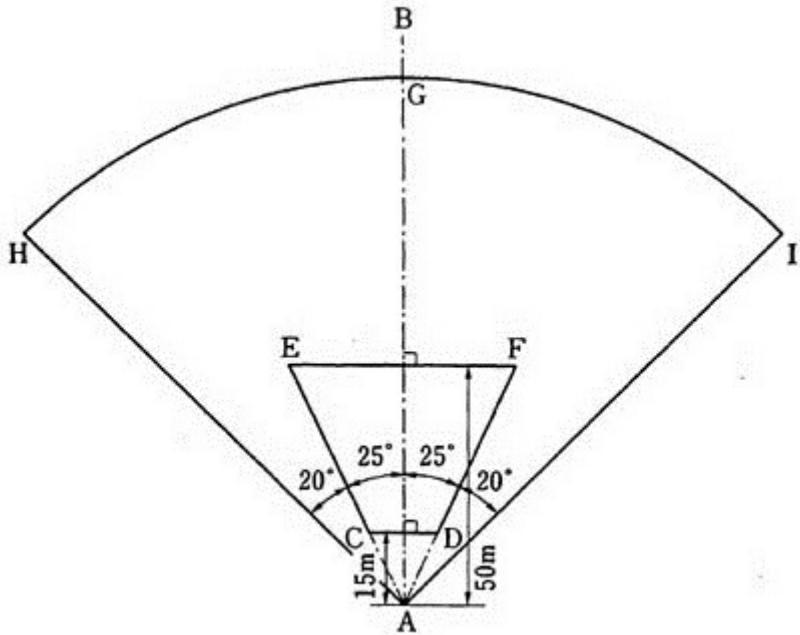
別表第3の別図3 (平面図)



A B	クレーを放出する方向
④	トラップのえん体の内部
D, E	発射弾がクレー放出口からトラップのえん体内にはいることを防ぐために設けるひさし
F	クレー放出口
G	トラップのえん体

その他	備 照明設	地保有敷	ブ	バツク	等えん体	的固定標	面移動標	射座	散弾銃(移動標的)射撃場	区分	A
四三二一	一	別図に示す範囲の危険区域を包む敷地を保有すること。	二	二	一	一	一	一	一	K E A F	第8射台の中心 クレー交差点
	二	二	一	二	二	二	二	二	二	G H G I	基線 第4射台の前端線の中心 使用する散弾の最大到達距離
		一	一	一	一	一	一	一	一	H G I 半円状E A F K	Aを中心とし、A Gを半径とする半円 危険区域
見学者席は、射座の後方であること。											

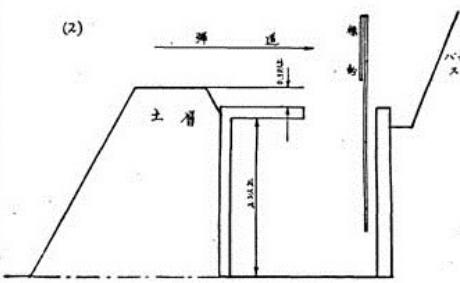
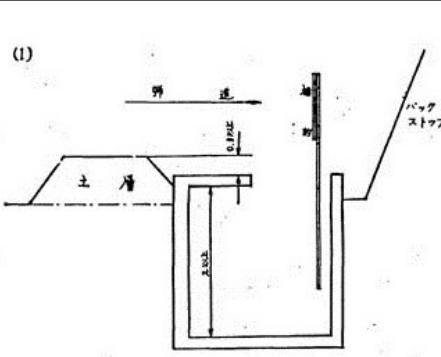
別表第3の2の別図(平面図)



		A
	A B	任意の射台の前端線の中心
	A G	A を通り射台の前端線と垂直に交わる線
	弧 H I	移動標的を移動させる範囲
	扇形 A H I	固定標的の位置
別表第四	射撃場の危険区域は、図に示す要領により求められた各射台の危険区域のすべてを包括し、その他の区域を含まない区域とする。	使用する散弾の最大到達距離
区分	ライフル（覆道式）射撃場	Aを中心としたAGを半径とする弧
構造設備	（注）括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場についてのものである。	危険区域

射座	射屋	射座
二 射撃線が明確であること。	一 射撃線は、おおむね直線であること。	二 射撃線は、おおむね直線であること。
三 射台は、幅（射撃線における長さ）が一・二メートル以上、長さが二メートル以上であること。	三 射台は、幅（射撃線における長さ）が一・二メートル以上、長さが二メートル以上であること。	三 射台は、幅（射撃線における長さ）が一・二メートル以上、長さが二メートル以上であること。
四 射台の位置が明確に表示されていること。	四 射台の位置が明確に表示されていること。	四 射台の位置が明確に表示されていること。
五 射台は、おおむね水平であること。	五 射台は、おおむね水平であること。	五 射台は、おおむね水平であること。
一 射屋が、射座からバックストップまでの全体を覆うようにできていること。	一 射屋の天井、側壁及び床は、それぞれ次の構造であること。	一 射屋の天井、側壁及び床は、それぞれ次の構造であること。
二 バックストップが、射屋の天井及び側壁と密着していること。	二 内面（弾道に対する面）は、おおむね平滑であること。	二 内面（弾道に対する面）は、おおむね平滑であること。
三 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、その設置又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一緒に二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。	三 射撃場に、発射弾による危険防止上有効と認められる射屋に相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一緒に二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。	三 射撃場に、発射弾による危険防止上有効と認められる射屋に相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一緒に二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。
一 ランニングボア標的の台車等を覆う施設（一メートル以上）の土層でできているものであることを。	一 射撃線から標的までの距離は、二十五メートル以上であること。	一 射撃線から標的までの距離は、二十五メートル以上であること。
二 標的は、射台に対しておおむね正対する位置に置かれることとなつていてこと。	二 標的は、射台に対しておおむね正対する位置に置かれることとなつていてこと。	二 標的は、射台に対しておおむね正対する位置に置かれることとなつていてこと。
三 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場にあっては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。	三 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場にあっては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。	三 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場にあっては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。
一 標的を操作する者のために設けるえん体は、弾丸の当たるおそれのある部分が厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているものであることを。	一 標的を操作する者のために設けるえん体は、弾丸の当たるおそれのある部分が厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているものであることを。	一 標的を操作する者のために設けるえん体は、弾丸の当たるおそれのある部分が厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているものであることを。
二 えん体は、別図に示すような構造であること。	二 えん体は、別図に示すような構造であること。	二 えん体は、別図に示すような構造であること。
三 バックストップが、射屋の天井及び側壁と密着していること。	三 バックストップが、射屋の天井及び側壁と密着していること。	三 バックストップが、射屋の天井及び側壁と密着していること。
一 標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。	一 標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。	一 標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。

射屋	射座	射座	射屋	射座	射座	射屋
<b>別表第五</b> <b>ライフル（バッフル式）射撃場</b> <b>（注）括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場についてのものである。</b>						



その他	照明設備	一 照明設備があること。 二 照明設備は、弾丸によつて破損されるおそれのない位置にあること。
その他	一 銃の手入れ場所があること。 二 観学者席は、射座の後方であること。	
		別表第4の別図（側面図（断面）単位…m）

準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一及び二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ。

射撃線と標的までの距離	射撃線から標的までの距離は、二十五メートル以上三百メートル以下であること。
側堤及びバッフル（バッフルは、三十センチメートル以上）	射座の両側からバックストップまでには、厚さ八十センチメートル以上の側堤を起こすおそれのある部分を厚さ十センチメートル以上（四センチメートル以上）のコンクリート壁（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場）については、厚さ十五センチメートル以上の空洞コンクリートブロック（日本産業規格A五四〇六、基本、C種ブルック）又は鉄筋コンクリート組立堀（日本産業規格A五四〇九、板、一冠して呼称する。）でできている側堤があること。
射撃線に近いものから順次番号を冠して呼称する。）	射座の両側からバックストップまでには、厚さ八十センチメートル以上の側堤を起こすおそれのある部分を厚さ十センチメートル以上（四センチメートル以上）の木材で覆つてあること。
射撃線から射撃方向に向かつておおむね三・六メートルまでの間における弾丸の上方への飛散を防止するために、別図一に示す要領により、第一バッフルが設けてあること。	射座からバックストップに最も近い位置にあるバッフルまでに各バッフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルを超える高さのものであり、バックストップに最も近い位置にあるバッフルからバックストップまでの側堤は、そのバッフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバックストップの上端とを直線で結んだ線の高さを超えるものであること。
二 側堤の弾道に対する面は、危険な跳弾を起こさないような構造のものであること。	射座から射撃方向に向かつておおむね三・六メートルまでの間における弾丸の上方への飛散を防止するために、別図一に示す要領により、第一バッフルが設けてあること。

三 射座からバックストップに最も近い位置にあるバッフルまでに各バッフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルを超える高さのものであり、バックストップに最も近い位置にあるバッフルからバックストップまでの側堤は、そのバッフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバックストップの上端とを直線で結んだ線の高さを超えるものであること。

四 射撃線から射撃方向に向かつておおむね三・六メートルまでの間における弾丸の上方への飛散を防止するために、別図一に示す要領により、第一バッフルが設けてあること。

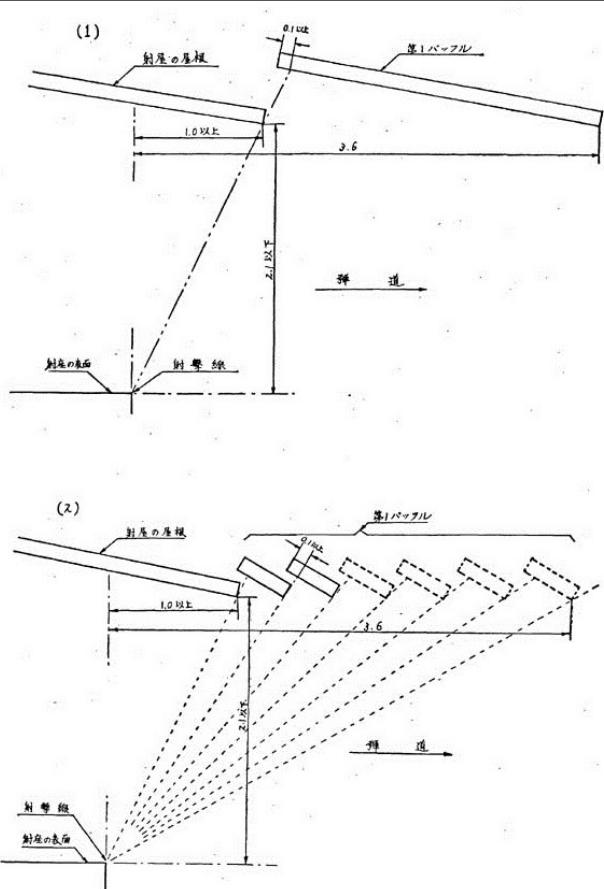
五 第一バッフルは、別図一に示す要領により、射屋の屋根に十センチメートル以上重なるようにできていること。第一バッフルがよろい戸状のものであるときは、別図一に示す要領により、各板が相互に十センチメートル以上重なるようになつていてこと。

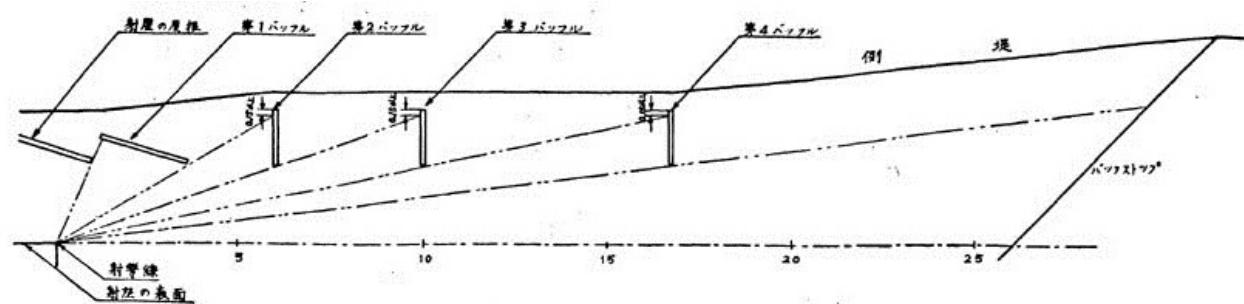
六 射撃線から標的までの距離が二十五メートルの射撃場にあつては、別図二に示す要領により、第二バッフル、第三バッフル及び第四バッフルが設けられること。ただし、立射又は立射における銃口の位置とその銃口の位置を同じくする方法による射撃のみを行う射撃場（以下「立射専用射撃場」という。）で、別図三に示す要領によつて設けられた第一バッフルがあるものについては、この限りでない。

七 射撃線から標的までの距離が二十五メートルから五十メートルまでの射撃場にあつては、別図一及び二に示すバッフルのほか、別図四に示す要領により、第五バッフルが設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一及び三に示すバッフルのほかに別図五に示す要領によつて設けられた第一バッフルがあるものについては、この限りでない。

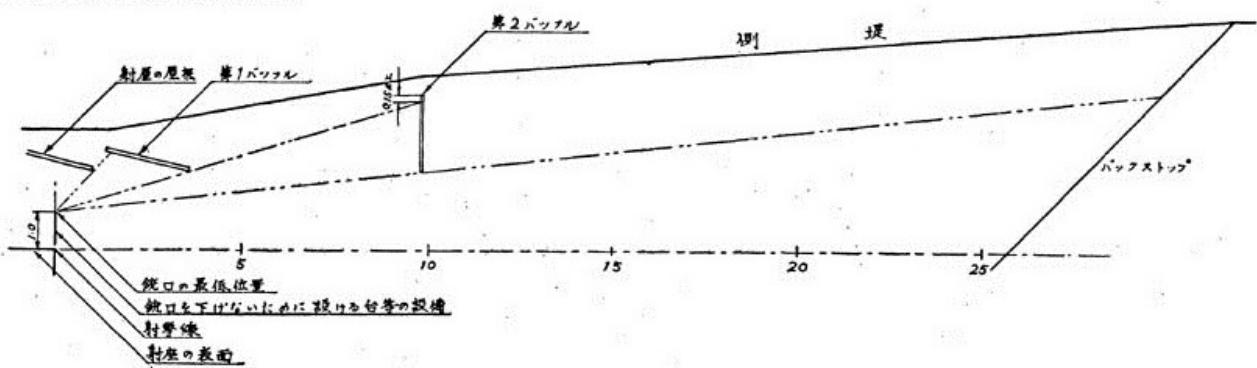
八 射撃線から標的までの距離が五十メートルを超える射撃場にあつては、別図一、二及び四に示すバッフルのほか、その距離に応じ、別図六に示す要領により、第六バッフル、第七バッフル等が設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一、三及び五に示すバッフルのほかに別図七に示す要領

	その他
二 見学者席は、射座の後方であること	一 銃の手入れ場所があること。

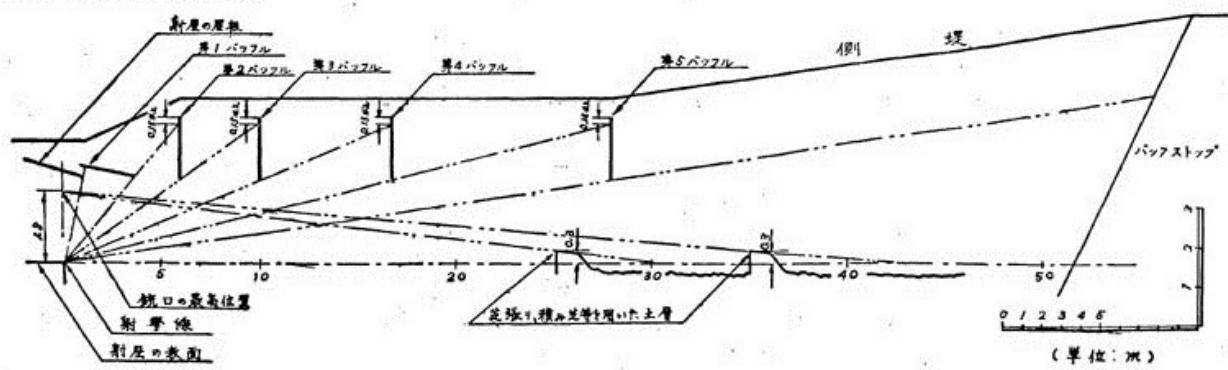




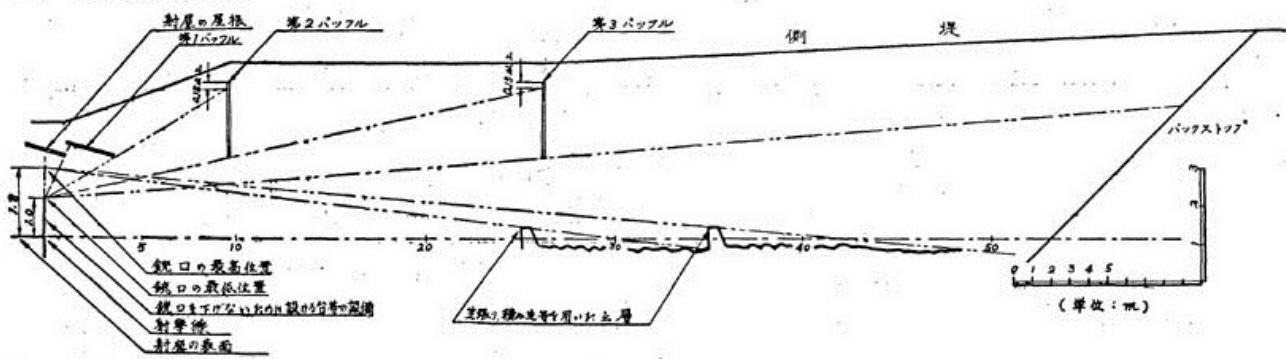
別表第5の別図3（側面図（断面）単位..m）



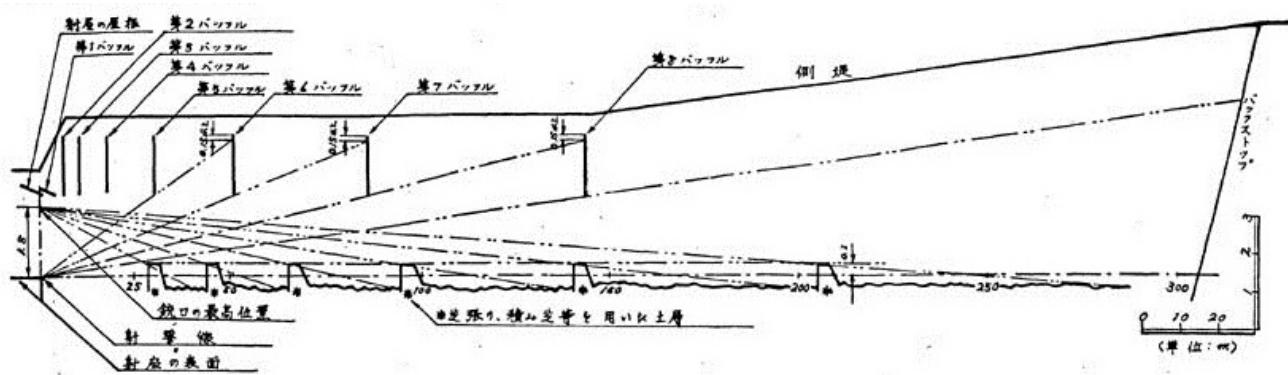
別表第5の別図4（側面図（断面））



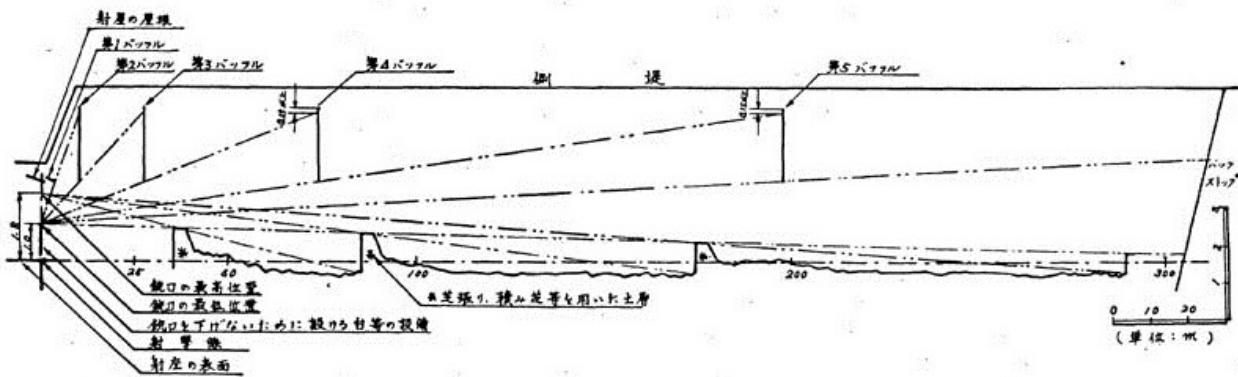
別表第5の別図5 (側面図 (断面))



別表第5の別図6 (側面図) (断面図)

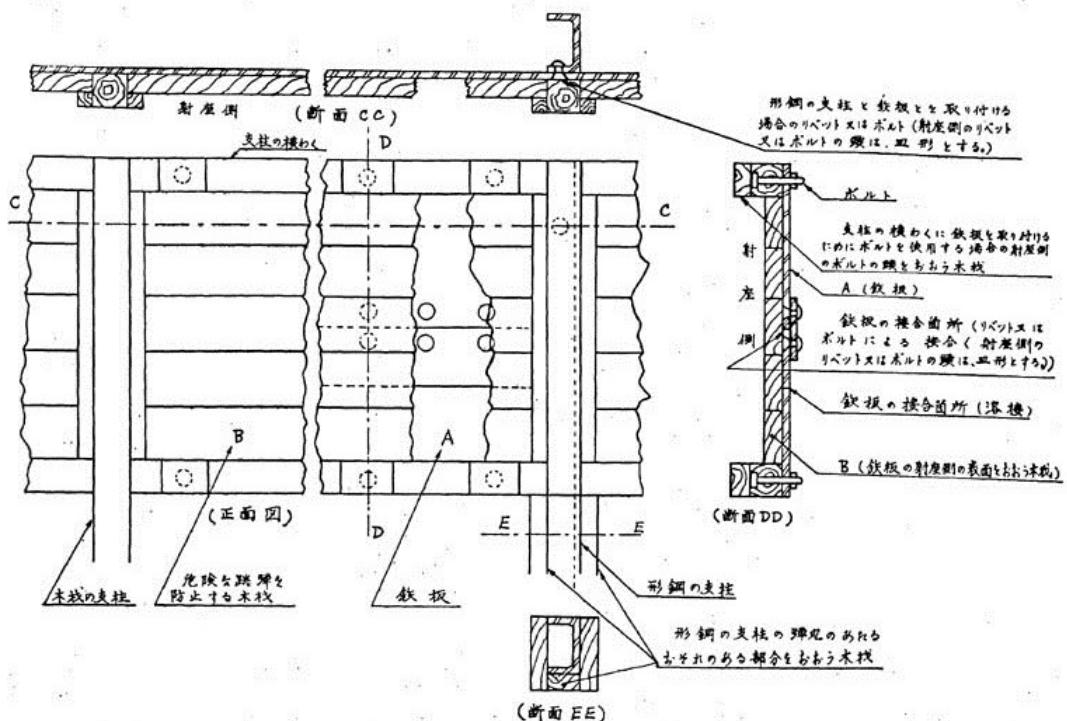


別表第5の別図7  
(側面図(断面))

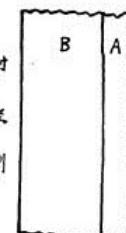


別表第5の別図8（側面図（断面））

(2)

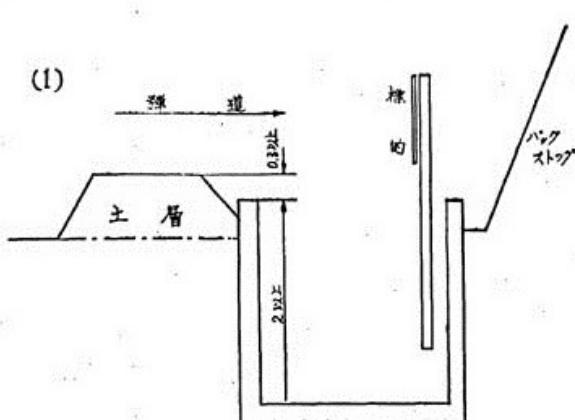


### (1) (侧面面(断面))

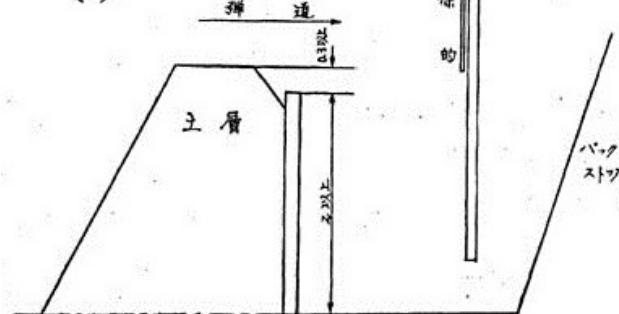


A	厚さ 1.5cm(0.4cm)以上(別表第8けん銃(バッフル式) 射撃場のバッフルにあつては、厚さ0.6cm(0.4cm)以上) の鉄板又はこれと同等程度 の耐弾性を有する材質
B	危険な跳弾を防止する木材

別表第5の別図10（側面図（断面）単位…m）



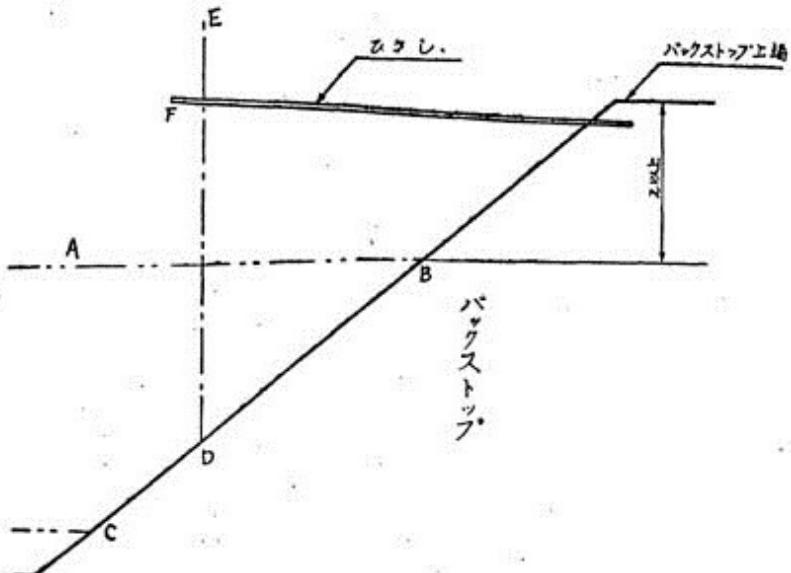
(2)



別表第5の別図9  
(側面図)  
(断面)  
単位...  
m

区分	ライフル（自然式）射擊場 （注）括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射擊場についてのものである。
射座	構造設備 一 射擊線が明確であること。 二 射擊線は、おおむね直線であること。 三 射台は、幅（射擊線における長さ）が一・二メートル以上、長さが二メートル以上であること。

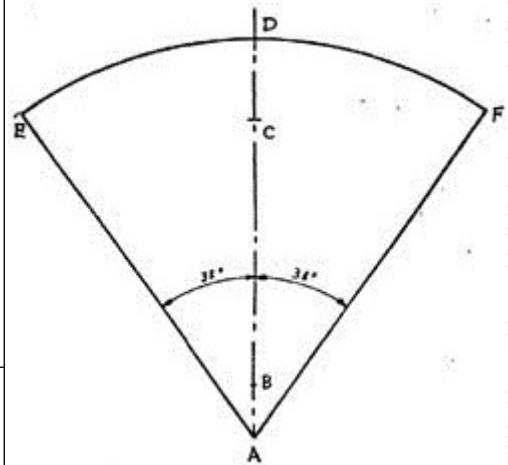
備考  
1 ひさしは、厚さ3mm以上（別表第8けん銃（バツフル式）射撃場のひさしにあつては、厚さ2mm以上）の鉄板又はこれと同等程度の耐弾性を有する材質のものでできていること。  
2 ひさしをささえる柱等は、危険な跳弾を起こさないようにできていること。



A	弾道の上限
B	弾丸の直撃を受ける上限
C	弾丸の直撃を受ける下限
B D	B C の $\frac{2}{3}$ の長さ
D E	鉛直線
F	ひさしの射座側の先端

標的	射撃線と標的までの距離		的の間
	地面	標的までの距離	
えん体	保有有地	ランニングボア標的の台車等を覆う施設	一 標的是、射台に対しておおむね正対する位置に置かることとなつていること。 二 標的の保持桟は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。
保有敷地	バツクストップ	ランニングボア標的の台車等を覆う施設	一 標的を操作する者のために設けるえん体は、弾丸の当たるおそれのある部分が厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているものであること。 二 えん体は、別表第五の別図九に示すよろな構造であること。
その他	その他	ランニングボア標的の台車等を覆う施設	一 別図に示す範囲の危険区域を包む敷地を保有すること。 二 発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物がある射撃場についての一に規定する危険区域の基準は、一の規定にかかるらず、都道府県公安委員会が定める危険区域とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める危険区域は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。 三 危険区域のうち発射弾が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。 二 銃の手入れ場所があること。 三 見学者席は、射座の後方であること。
その他	照明設備	ランニングボア標的の台車等を覆う施設	射台は、おおむね水平であること。

射屋	射座	区分	A	B	C	D	E	F	任意の射台の前端線の中心	標的の中心	使用する実包の最大到達距離
射屋	射座	構造設備							Aを中心とした、ADを半径とする弧	Aを中心とした、ADを半径とする弧	Aを中心とした、ADを半径とする弧
射屋	射座	けん銃（覆道式）射撃場 （注）括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのけん銃のみを使用する射撃場についてのものである。	一 射撃線が明確であること。 二 射撃線は、おおむね直線であること。 三 射台は、幅及び長さがそれぞれ一・二メートル以上であること。 四 射台の位置が明確に表示されていること。 五 射台は、おおむね水平であること。	扇形 A E F	A D	A C	A D	A C	危険区域	危険区域	危険区域
射屋	射座	別表第七	一 射屋の天井、側壁及び床は、それぞれ次の構造であること。 二 内面（弾道に対する面）は、おおむね平滑であること。 三 射座及び射撃線から射撃方向に向かつて五メートル以内の天井、側壁及び床は、厚さ六ミリメートル以上（四ミリメートル以上）の鉄板又はこれと同等程度の耐弾性を有する材質のものでできていること。 四 ハロ以外の部分の天井、側壁及び床は、厚さ四ミリメートル以上（三ミリメートル以上）の鉄板又はこれと同等程度の耐弾性を有する材質のものでできていること。	射撃場の危険区域は、図に示す要領により求められた各射台の危険区域のすべてを包括してその他の区域を含まない区域とする。	31°	34°					



構造設備は、公称日径二十二のへり打ちのけん銃のみを使用する射撃場についてのもの

一 射撃線が明確であること。  
二 射撃線は、おおむね直線であること。  
三 射台は、幅及び長さがそれぞれ一・二メートル以上であること。  
四 射台の位置が明確に表示されていること。  
五 射台は、おおむね水平であること。

一 射屋が射座からバツクストップまでの全体をおおうようにできていること。  
二 射屋の天井、側壁及び床は、それぞれ次の構造であること。  
　　イ 内面（弾道に対する面）は、おおむね平滑であること。  
　　ロ 射座及び射撃線から射撃方向に向かつて五メートル以内の天井、側壁及び床は、厚さ六ミリメートル以上（四ミリメートル以上）の鉄板又はこれと同等程度の耐弾性を有する材質のものでできていること。  
　　ハ ロ以外の部分の天井、側壁及び床は、厚さ四ミリメートル以上（三ミリメートル以上）の鉄板又はこれと同等程度の耐弾性を有する材質のものでできていること。

けん銃  
(注) 括

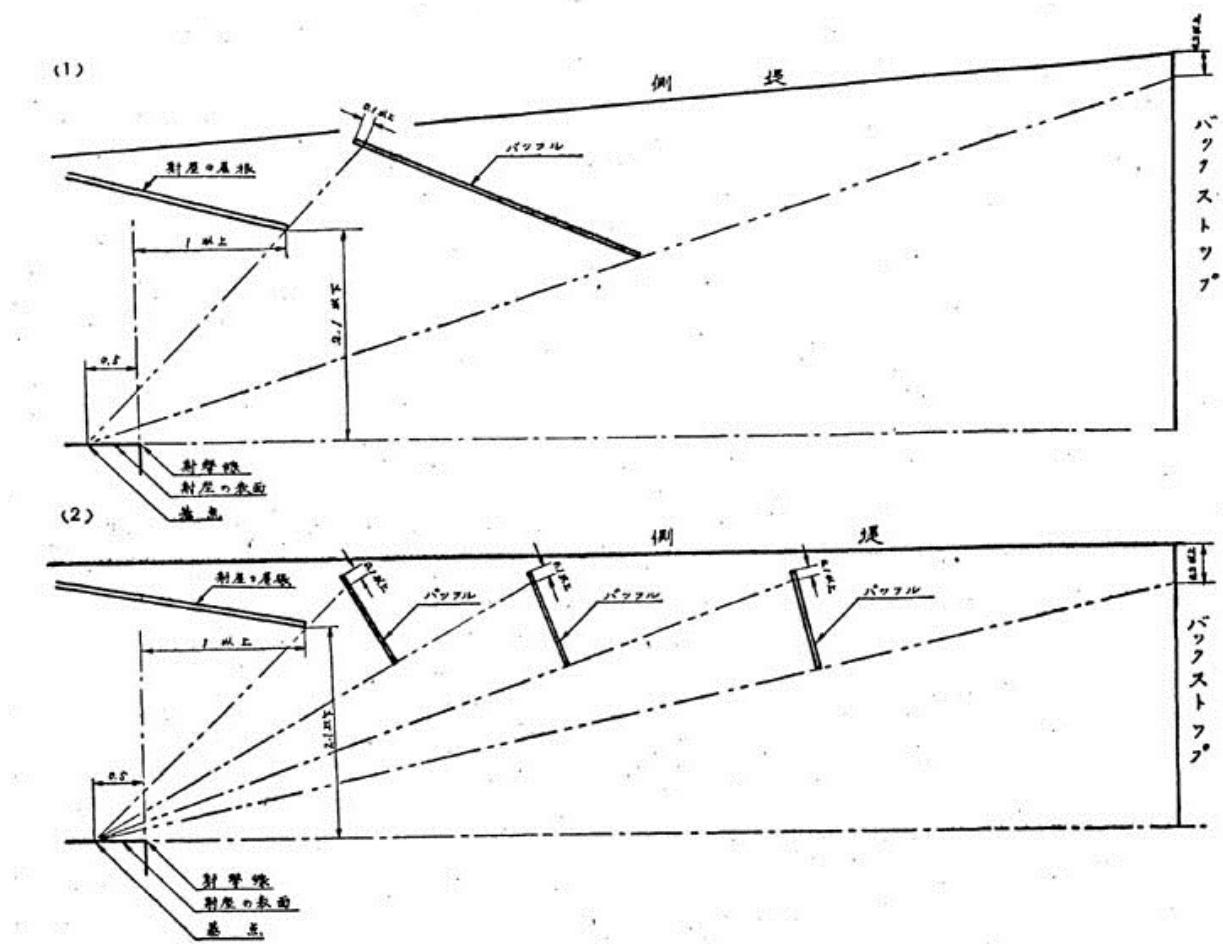
射屋	射座	区分	その他	ツブ及びその周辺	バツクスト	標的	二、射座及び射撃線から射撃方向に向かつて三メートル以内の天井及び側壁があるときは、その跳弾を防止することができる程度に、その部分を木質のものでおおつてあること。
射屋	射座	別表第八	その他	えん体	トツブ	一、射撃線から標的までの距離は、二十三メートル以上であること。	
一	射座	区分	その他	えん体	トツブ	二、標的是、射台に対してもおむね正対する位置に置かれることになつてていること。	
一	射座	構造設備	二	三	二	三、標的の保持わくは、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないものであること。	
けん銃（バツフル式）射撃場 （注）括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのけん銃のみを使用する射撃場についてのものである。	一	射座	その他	一	一	四、射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバツクストツブの構造設備の基準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安局委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安局委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一及び二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ。	
一	射座をおおう射屋が設けてあること。	一	射座	二	二	五、射撃線は、おおむね直線であること。	
一	射座をおおう射屋が設けてあること。	二	射座	二	一	六、射台は、幅及び長さがそれぞれ一・二メートル以上であること。	
一	射座をおおう射屋が設けてあること。	三	射座	三	一	七、射台の位置が明確に表示されていること。	
一	射座をおおう射屋が設けてあること。	四	射座	四	一	八、射台は、おおむね水平であること。	

射撃線と標的の間距離	射撃線から標的までの距離	射撃線から標的までの距離は、二十三メートル以上五十メートル以下であること。
側堤及びバツフル(バツフルは三十センチメートル以上)	一 射座の両側からバツクストップまでには、厚さ六十センチメートル以上(四センチメートル以上)のコンクリート壁(公称口徑二十二のへり打ちのけん銃の射撃線に近みを使用する射撃場にあつては、厚さ十五センチメートル以上の空脇コンクリートブロック(日本産業規格A五四〇六、基本、C種ブロック)又は鉄筋順次番号をコンクリート組立へい(日本産業規格A五四〇九、板、一号)でできている順次番号を冠して呼称する。)	六 射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる射屋に相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、一から五までの規定にかかる都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一から五までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。
二 側堤の弾道に対する面は、危険な跳弾を起こさないような構造のものであること。	三 射座からバツクストップに最も近い位置にあるバツフルまでにある側堤は、各バツフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルをこえる高さのものであり、バツクストップに最も近い位置にあるバツフルからバツクストップまでの側堤は、そのバツフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバツクストップの上端とを直線で結んだ線の高さをこえるものである。	四 射撃線から射撃方向に向かつておおむね三・六メートルまでの間ににおける弾丸の上方への飛散を防止するために、別表第五の別図一に示す要領により、第一バツフルが設けてあること。
七 射撃線から標的までの距離が二十五メートルまでの射撃場にあつては、別表第五の別図一及び二に示すバツフルのほか、別表第五の別図四に示す要領により、第五バツフルが設けてあること。	五 第一バツフルは、別表第五の別図一に示す要領により、射屋の屋根に十七センチメートル以上重なるようまでに設けてあること。第一バツフルがよろい戸状のものであるときは、別表第五の別図一に示す要領により、各板が相互に十センチメートル以上重なるようになつていること。	六 射撃線から標的までの距離が二十五メートルまでの射撃場にあつては、別表第五の別図二に示す要領により、第二バツフル第三バツフル及び第四バツフルが設けてあること。
八 バツフルは、別表第五の別図八に示す材質及び構造のものであること。	九 バツフルは、両側端が側堤に接するようにできていること。	二 射屋の屋根は、射撃線から射撃方向に水平距離で少なくとも一メートルまでの部分をおおうようにできていること。
三 射屋の射撃方向の屋根は、射座に対する面の先端の高さが射座の表面を基準として二・一メートル以下であつて、その両側端が側堤に接するようにできていること。	四 射屋の屋根は、厚さ六ミリメートル以上(四ミリメートル以上)の鉄板又はこれと同等程度の耐弾性を有する材質のものでできていること。	五 射屋の屋根が鉄板又はコンクリートでできているときは、射座に対し危険な跳弾を起こすおそれがある部分を厚さ五センチメートル以上(三センチメートル以上)の木材でおおつてあること。

射屋	射座	区分	空氣銃 (覆道式)	射座	射座	その他	その他	保有敷地	辺びその周	バツクス トツブ及 びその周	標的の間	射撃線と 標的の間	標的までの距 離	
射屋	射座	構造設備	射撃場	一 射撃線が明確であること。	二 射撃線は、おおむね直線であること。	三 射台は、幅及び長さがそれぞれ八十センチメートル以上であること。	四 射台の位置が明確に表示されていること。	五 射台は、おおむね水平であること。	一 別表第六の別図に示す範囲の危険区域を包む敷地を保有すること。	二 発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物がある射撃場についての一に規定する危険区域の基準は、一の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める危険区域とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める危険区域は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ。	三 敷地の危険区域のうち発射弾がひんぱんに通過する部分に、電線等の架設物がないこと。	一 標的は、射台に対してもおおむね正対する位置に置かれることとなつてゐること。	二 標的の保持わくは、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないこと。	三 射撃線から標的までの地面には、危険な跳弾を起こすような物がないこと。
射屋	射座	構造設備	射撃場	一 射撃線が明確であること。	二 射撃線は、おおむね直線であること。	三 射台は、幅及び長さがそれぞれ八十センチメートル以上であること。	四 射台の位置が明確に表示されていること。	五 射台は、おおむね水平であること。	一 別表第六の別図に示す範囲の危険区域を包む敷地を保有すること。	二 発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物がある射撃場についての一に規定する危険区域の基準は、一の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める危険区域とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める危険区域は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ。	三 敷地の危険区域のうち発射弾がひんぱんに通過する部分に、電線等の架設物がないこと。	一 標的は、射台に対してもおおむね正対する位置に置かれることとなつてゐること。	二 標的の保持わくは、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないこと。	三 射撃線から標的までの地面には、危険な跳弾を起こすような物がないこと。

射屋	射座	区分	空気銃 (バツフル式)	その他	ツブ ビバツ クスト	標的及 標的
						ツブツ バ クス ツ
射屋	射座	他 そ の 一	構造設備	一 射擊線が明確であること。 二 射擊線は、おおむね直線であること。	一 射擊線から標的までの距離は、四・五メートル以上であること。 二 標的は、射台に対してもおおむね正対する位置に置かることとなつていてこと。 三 標的の保持わくは、危険な跳弾を起こすおそれのないようになっていること。	三 射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる射屋に相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、「一から三までの規定にかかるらず、都道府県公安局委員会が定める構造設備」とすること。この場合において、都道府県公安局委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて「一から三までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ」。
					一 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバツクストツブの構造設備の基準は、「一から三までの規定にかかるらず、都道府県公安局委員会が定める構造設備」とすること。 この場合において、都道府県公安局委員会が定める構造設備は、「一から三までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ」。	四 射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる射屋に相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、「一から三までの規定にかかるらず、都道府県公安局委員会が定める構造設備」とすること。この場合において、都道府県公安局委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて「一から三までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ」。
射屋	射座	他 そ の 二	構造設備	一 射撃線は、おおむね直線であること。 二 射撃線は、幅及び長さがそれぞれ八十センチメートル以上であること。	一 射撃線は、おおむね直線であること。 二 射撃線は、幅及び長さがそれぞれ八十センチメートル以上であること。	三 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバツクストツブの構造設備の基準は、「一から三までの規定にかかるらず、都道府県公安局委員会が定める構造設備」とすること。 この場合において、都道府県公安局委員会が定める構造設備は、「一から三までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ」。
					四 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバツクストツブの構造設備の基準は、「一から三までの規定にかかるらず、都道府県公安局委員会が定める構造設備」とすること。 この場合において、都道府県公安局委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて「一から三までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ」。	五 射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる射屋に相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、「一から三までの規定にかかるらず、都道府県公安局委員会が定める構造設備」とすること。 この場合において、都道府県公安局委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて「一から三までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ」。
射屋	射座	他 そ の 三	構造設備	一 射撃方向の屋根は、射座に対する面の先端の高さが射座の表面を基準として二・一メートル以下であつて、その両側端が側堤に接するようにできていること。 二 射座をおおう射屋が設けていること。	一 射撃方向の屋根は、射座に対する面の先端の高さが射座の表面を基準として二・一メートル以下であつて、その両側端が側堤に接するようにできていること。 二 射座をおおう射屋が設けていること。	三 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、「一から三までの規定にかかるらず、都道府県公安局委員会が定める構造設備」とすること。 この場合において、都道府県公安局委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて「一から三までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ」。
					四 射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる射屋に相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、「一から三までの規定にかかるらず、都道府県公安局委員会が定める構造設備」とすること。 この場合において、都道府県公安局委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて「一から三までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ」。	五 射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる射屋に相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の射屋の構造設備の基準は、「一から三までの規定にかかるらず、都道府県公安局委員会が定める構造設備」とすること。 この場合において、都道府県公安局委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて「一から三までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ」。

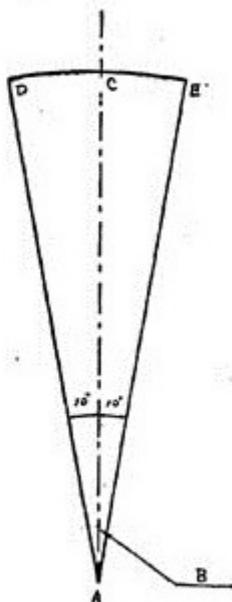
別表第十二 空氣銃（自然式）射擊場



区分	射座	射座	構造設備
射擊線と標的の間での距離	射擊線から標的までの距離は、四・五メートル以上十メートル以下であること。	射擊線から標的までの距離は、四・五メートル以上十メートル以下であること。	射擊線が明確であること。
標的までの距離	射台は、おおむね水平であること。	射台は、おおむね直線であること。	射台は、幅及び長さがそれぞれ八十センチメートル以上であること。
射擊線と標的の間での距離	射台は、おおむね水平であること。	射台は、おおむね直線であること。	射台の位置が明確に表示されていること。
射擊線と標的の間での距離	射擊線から標的までの距離は、四・五メートル以上十メートル以下であること。	射擊線から標的までの距離は、四・五メートル以上十メートル以下であること。	射擊線が明確であること。

別表第12の別図（平面図）

扇形A D E	弧D E	A C	B	A
射擊場の危険区域は、図に示す要領により求められた各射台の危険区域のすべてを包括し、その他の区域を含まない区域とする。	危険区域	Aを中心とし、A Cを半径とする弧	任意の射台の前端線の中心	任意の射台の前端線の中心
		弾丸の最大到達距離	標的の中心	標的の中心



## 別記様式第1号 (第10条関係)

※整理番号	
※受理年月日	
※指定番号	

## 指定射撃場指定申請書

年 月 日

公安委員会 殿

申請者氏名

指 定 する を射 撃場 受 け場 よ う と	名 称	
	所 在 地	
	射撃場の区分	
	使用する銃砲	
	使用する実包	
設 置 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )	
管 理 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )	
添 付 書 類		

- 備考 1 申請者は、※目の欄には記載しないこと。  
 2 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称、主たる事務所の所在地  
 並びに代表者の本籍、住所、氏名及び生年月日を記載すること。  
 3 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 第2号 (第11条関係)

指 定 通 知 書	
年 月 日	
申請者	殿
公安委員会 国	
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第1項の規定に基づき、下記の射撃場 を指定射撃場として指定する。	
名 称	
所 在 地	
指 定 番 号	
射 撃 場 の 区 分	
使 用 で き る 銃 砲	
使 用 で き る 実 包	
射 撃 の 方 法	
備 考	

- 備考 1 備考欄には、指定の期間その他指定に関し必要と認められる事項を記載する  
 こと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 第3号 (第13条関係)

※整理番号	
※受理年月日	

## 記載事項変更届

年 月 日

公安委員会 殿

届出者氏名

射 擊 場	名 称	
	所 在 地	
	射撃場の区分	
	指 定 年 月 日 及び指定番号	
変 更 内 容	旧	
	新	
添 付 書 類		

備考 1 届出入は、※印の欄には記載しないこと。

2 届出者氏名には、設置者又は管理者の別を併せて記載すること。

3 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

## 第4号 (第14条関係)

指 定 解 除 通 知 書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 団		
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第2項の規定に基づき、下記の射撃場の指定を解除する。		
名 称		
指 定 番 号		
射 撃 場 の 区 分		
解 除 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。